

回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和元年8月6日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務

(2) 業務の目的

回天記念館に収蔵している約1,000点の資料を電子データ化することで、貴重な資料を後世へ継承するとともに、これまで展示が困難であった多くの資料の閲覧を可能とし、平和学習施設としての機能強化を図るためデジタルミュージアムシステムを導入するもの。

(3) 業務内容

「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで

(5) 履行場所

周南市回天記念館

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、平成30・31年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の「(大分類) コンピュータサービス」の「(小分類) システムの設計・開発」、または「(大分類) 企画・製作」の「(小分類) デザイン企画」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 平成21年度以降に、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した、デジタルアーカイブを含む展示工事を元請として施工した実績を有す

ること。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市地域振興部文化スポーツ課文化担当

電話 0834-22-8622

FAX 0834-22-8428

E-mail ed-sports@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票（様式1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和元年8月6日（火）8時30分から令和元年8月15日（木）17時15分までとする。（ただし、受信確認は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和元年8月16日（金）13時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。（いずれも提出期限内必着）

※持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないので注意のこと。

イ 提出期限

令和元年8月21日（水）17時15分 必着

ウ 提出場所

(1) に示す場所とする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和元年8月22日(木)から令和元年8月29日(木)までとする。(受付時間帯は、土日を除く8時30分から17時15分までとする。)

イ 提出場所

(1) に示す場所とする。

ウ 提出方法

直接持参

エ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、周南市が設置する「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務プロポーザル審査委員会」が行い、各審査者の評価点の合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング審査

日程 令和元年9月3日(火)(予定)

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、

書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（本市から指示等があった場合を除く。）

(4) その他詳細は、実施要領による。